

2025年2月18日  
中央発條 株式会社

## 公正取引委員会からの勧告について

本日、中央発條株式会社（以下、当社）は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）に基づく勧告を受けました。

取引先様をはじめとする関係の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

本件は、2024年8月に公正取引委員会から当社へ調査要請を受け、調査が開始されました。その結果、公正取引委員会から「金型等保管費用の未払い」の指摘があり、2024年10月に当社でも事実関係を確認の上、本勧告に至っております。

### 1. 違反内容について

下請法では、発注元に所有権がある金型等の長期保管について、発注元がその保管費用を負担することとなっております。

当社では、取引先様と明確な協議をすることなく、取引先様に貸与している当社資産の金型等の保管費用は、部品の単価に含まれている誤った認識をしておりました。その結果、当社が取引先様に貸与している当社資産の金型等について、当該金型等を用いる製品の発注を長期間行わないにも関わらず、取引先様に無償で保管をさせていた行為がありました。当該行為が、下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反すると判断されました。

なお、本勧告において下請法違反とされた行為は、対象取引先様が24社（対象金型数は608）、対象期間は2023年4月1日から2024年10月25日ですが、すべての対象取引先様と補償のための協議を実施し、金型保管等の費用に相当する額として、総額572万5,260円を支払い済みです。

### 2. 当社の対応について

当社は、このたびの勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において同様の問題が再発することのないように、運用の改善を徹底してまいります。なお、次回以降の具体的な発注時期を示せない状態の金型については廃棄等の対応も実施済みです。

また、当社は調査期間対象にかかわらず、金型の取り扱いを明確化するために、取引先様と「型の取扱いに関する覚書」の締結を進めております。

あわせて、本件について役員及び従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守の社内教育の実施、チェック体制を強化するなどコンプライアンスを一層強化し、取引先様ともより密なコミュニケーションを実施することで再発防止に努めてまいります。

以上

---

本件に関するお問合せ先

中央発條株式会社 総合企画部

〒458-8505 愛知県名古屋市緑区鳴海町字上汐田 68 番地

TEL : 052-624-8550 (9:00-17:00※土曜・日曜を除く) FAX : 052-624-5717